

脱炭素等都市開発推進事業費補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日 国都融第 22 号

国土交通省 都市局長通知

第 1 条 通則

脱炭素等都市開発推進事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）、脱炭素等都市開発推進事業制度要綱（令和 7 年 4 月 1 日国都融第 22 号。以下「制度要綱」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところにより行うものとする。

第 2 条 目的

補助金は、制度要綱に基づき実施される脱炭素等都市開発推進事業（以下「補助事業」という。）を円滑かつ効果的に実施することを目的として交付する。

第 3 条 交付の対象

国は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、予算の範囲内で、制度要綱第 3 条に定める事業主体（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付する。

第 4 条 補助事業に要する経費

補助事業を実施するために必要な経費は、制度要綱第 2 条に定める事業の実施に要する経費とする。

第 5 条 補助金の額

補助事業の実施に係る補助金の額は、予算の範囲内において、上限 3,000 万円とし、また、前条の経費の 2 分の 1 を上回らない額とする。

第 6 条 申請手続

補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式 1 による申請書を速やかに国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

第 7 条 交付決定の通知

- 1 大臣は、前条による申請書の提出があったときには、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適切であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは交付決定を行い、様式 2 により、その旨を申請者である補助事業者へに通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、補助金の執行の適正化を図る上で必要な条件を付することができる。

第 8 条 申請の取下げ

補助事業者は、適正化法第 9 条第 1 項の規定により、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、前条の補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内に様式 3 による申出書を、第 6 条の補助金交付の手続きに準じて提出しなければならない。

第 9 条 交付決定変更の承認等

- 1 補助事業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合は、あらかじめ様式 4 による変更申請書を、第 6 条の補助金交付の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
 - 一 補助金の交付決定額の変更
 - 二 補助事業の内容
 - 三 補助対象経費の配分
- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式 5 による申請書を、第 6 条の補助金交付の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。

- 3 大臣は、申請書の提出に対し、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 大臣は、前項の変更等を行った場合は、様式6により補助事業者へ通知するものとする。

第10条 事業執行困難等

- 1 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、補助事業の完了予定期日を変更しようとする場合（補助金の繰越を伴わない場合を除く。）又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、様式7により速やかに報告書を、第6条の補助金交付の手続きに準じて提出しなければならない。
- 2 前項の規定による場合のほか、完了予定期日の変更を報告しようとする補助事業者は、様式8により、速やかに報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 大臣は、前2項の報告書の提出があったときは、必要に応じて指示を行うものとする。

第11条 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、大臣の指示があったときは、速やかに様式9による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。

第12条 補助事業事務の標準処理期間

補助金交付申請書の受理後、交付の決定をするまでに通常要するべき標準的な期間は30日とする。

第13条 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。）から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式10による実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、この期日によることが困難な特別な事由があるものについては、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の6月末日までに提出しても差し支えない。

第14条 補助金の額の確定等

- 1 大臣は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額を確定するときは、様式11により確定通知書を補助事業者へ通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の額の返還を様式12により命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

第15条 補助事業の是正命令

大臣は、実績報告書による補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認め、これに適合させるために適正化法第16条第1項の規定により、当該補助事業の是正の命令をするときは、様式13によりこれを行うものとする。なお、是正命令に従って行う補助事業が完了した場合は、第13条の規定に準じ、取り扱うものとする。

第16条 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、様式14による消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があったときには、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

第 17 条 交付決定等の取消等

- 1 大臣は、第 9 条第 2 項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合においては、第 7 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - 一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行った場合
 - 四 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を様式 15 により命ずるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

第 18 条 残存物件等の取扱い

補助事業に係る残存物件等については、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和 34 年 3 月 12 日付建設省令第 74 号）及び「都市局所管補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和 34 年 5 月 1 日付建設省計発第 131 号）、「都市局所管国庫補助事業等における発生物件の取扱いについて」（昭和 35 年 1 月 7 日建設省計発第 7 号）の規定に準じ、取り扱うものとする。

第 19 条 取得財産等の管理等

- 1 補助事業者は、補助事業に要する経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下この編において「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式 16 による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

第 20 条 財産処分の制限

補助事業者が取得財産等について処分をしようとするときは、様式 17 による申請を行いあらかじめ大臣の承認を受けなければならない。この場合において、取得財産等を処分することにより、収入があると認められる場合には、補助事業者は原則としてその収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。

第 21 条 保全活用状況等の報告

補助事業者は、補助事業の終了後においても大臣の指示があったときは、補助事業に係る成果の保全活用状況等について速やかに報告しなければならない。

第 22 条 補助金の経理

- 1 補助事業者は、補助事業について様式 18 による収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

第 23 条 補助金調書

補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式 19 による調書を作成しておかなければならない。

第 24 条 概算払等

補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式 20 による概算払請求書又は精算払請求書を国土交通大臣官房会計課長に提出しなければならない。

第 25 条 補助事業者の監督

大臣は、必要があると認められるときは、補助金の交付の目的を達成するため必要な限度において、補助金の交付を受ける補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 脱炭素等都市開発推進事業費補助金
交付申請書

令和 年度脱炭素等都市開発推進事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に
係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第 5 条の規定により
、下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 金 円
2. 補助事業の完了予定期日 令和 年 月 日

3. 補助事業の内容

事業名	事業内容等	事業費（円）

4. 補助事業に要する経費の区分

(単位：円)

事業名	補助事業に要する経費		
	負担区分		計
	国庫補助金	その他	
計			

5. 収支予定

(単位：円)

科目		補助事業に要する経費		
		区分		計
		国庫補助金	その他	
収入				
支出	人件費			
	旅費			
	庁費			
	その他			
	計			

(備考)

1. 様式1－1の交付申請額の内訳を添付すること。

交付申請額の内訳

(単位：円)

事業名	科目	金額	区分	説明	合計金額
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	合計				

(備考)

1. 金額については、国庫補助金の額を記載すること。
2. 区分欄については、別添1記載の区分を記載すること。
3. 説明欄については、別添1記載の説明を記載すること。
4. 「庁費」に食糧費が含まれている場合は、様式1－2を添付すること。
5. 記載内容について変更する場合には、変更前を上段（ ）書きにて記載すること。
6. 欄が足りない場合は適宜追加すること。

食糧費使途明細書

(単位：円)

目的・内容	件数	出席者の範囲	金額等	場 所	備 考
合計	件	—	円	—	—

(備考)

- 1. 「金額等」欄には、積算内訳（単価、人数、回数）を記載すること。
- 2. 「場所」欄には、「庁舎内」、「ホテル」、「公共的施設」等と記載すること。
- 3. 「備考」欄には、昼食、夕食、茶菓子の区分を記載すること。
- 4. 記載内容について変更する場合には、変更前を上段（ ）書きにて記載すること。

科目別使途内訳

脱炭素等都市開発推進事業の科目別使途内訳については、以下のとおりとします。ただし、（備考）に示すものについては、申請することができません。

科目	区分	説明
人件費	賃金	事業執行に直接必要な臨時補助員の賃金（ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事する者を除く。）
旅費	旅費	事業執行のための出張、関係機関等との連絡等に必要の旅費
庁費	報償金	謝礼金
	需用費	文具費、消耗器材費等消耗品費、自動車等の燃料費、茶菓子・弁当等食糧費（学識経験者による打合せ等補助事業の執行上特に必要な場合）、図書、報告書、帳簿等の印刷、製本代等印刷製本費、電気、水道、瓦斯等の使用料、同計器使用料等光熱水費、備品の修繕料、及び配布物・展示物の材料費・作成費
	役務費	郵便、電信電話料及び運搬料等通信運搬費、物品保管料、倉庫料等保管料、物品取扱手数料並びにテキスト等の筆耕料
	委託費	各種事業を実施する際の委託料（施設等整備に係る経費は除く）
	使用料及び賃借料	自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び賃借料
	負担金	事業執行のために必要な負担金（ただし経常的会費は含まない）
	備品購入費	機械等の原型のまま比較的長期の反覆使用に耐えうる物品の購入費（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照）
施設等整備費	施設等整備費	事業執行に必要な施設の整備に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費

（備考）本補助金では、次のような費用は補助の対象とはなりません。

- ・ 補助事業の執行上、特に必要のない会合等への参加費

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

国 土 交 通 大 臣
(公 印 省 略)

令和 年度 脱炭素等都市開発推進事業費補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和 年度脱炭素等都市
開発推進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和
30年法律第179号)第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定しました
ので、同法第 8 条の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、交付申請書(以下「申請書」という。)
により申請のあったとおりとする。
2. 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助対象経費	金 円
補 助 金 の 額	金 円

3. 補助事業に要する経費の配分は、申請書の負担区分欄に記載のとおりとする。

4. 補助金の交付条件は次のとおりとする。

- 1) 補助事業の実施について、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない。
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をするとき
 - ロ 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をするとき
 - ハ 補助事業を中止し、又は廃止するとき
 - ニ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき
- 2) 補助事業を行う者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)及び脱炭素等都市開発推進事業制度要綱(令和 7 年〇月〇日国都融第〇号)並びに脱炭素等都市開発推進事業費補助金交付要綱(令和 7 年〇月〇日国都融第〇号)に従わなければならない。

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 脱炭素等都市開発推進事業費補助金
交付申請取下申出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請した脱炭素等都市開発推進事業費補助金に係る交付の申請を、下記の理由により取り下げたいので、脱炭素等都市開発推進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により申し出ます。

記

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 脱炭素等都市開発推進事業費補助金
交付決定変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった脱炭素等都市
開発推進事業費補助金についての交付決定の内容等下記のとおり変更したいので、脱炭
素等都市開発推進事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、その承認を申請しま
す。

記

1. 変更事項及び理由

変更事項	変更申請の主たる理由

2. 変更の内容

・ 交付決定額の変更

(単位：円)

交付決定額	変更増減額	変 更 額	摘 要

・ 補助事業の内容の変更

事業名	事業内容の変更点

・補助事業に要する経費の区分の変更

(単位：円)

事業名	補助事業に要する経費		
	負担区分		計
	国庫補助金	その他	
計			

・補助事業の完了予定期日の変更

(令和 年 月 日)
令和 年 月 日

3. 収支予定

(単位：円)

科目		補助事業に要する経費		
		区分		計
		国庫補助金	その他	
収入				
支出	人件費			
	旅費			
	庁費			
	その他			
	計			

(備考)

1. 「変更事項」欄は、交付決定額、内容、経費の配分、完了予定期日をそれぞれ「額」「内容」「配分」「期日」と記載すること。変更事項が2以上ある場合は、「内容・期日」等と記載すること。
2. 様式1―1 の交付申請額の内訳について、変更点がわかるよう記載し、添付すること。

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 脱炭素等都市開発推進事業費補助金
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業について下記のとおり中止（廃止）したいので、脱炭素等都市開発推進事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、その承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由

2. 中止（廃止）後の措置

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

国 土 交 通 大 臣
(公 印 省 略)

令和 年度 脱炭素等都市開発推進事業費補助金
交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を通知した令和 年度
脱炭素等都市開発推進事業費補助金については、下記のとおり当該決定の額及びその内容
を変更したので、通知する。

記

- 1 変更に係る補助事業の内容は、令和 年 月 日付け 第 号
による交付申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る補助事業に要する補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

(単位：円)

区分	前回までの 交付決定額	今回変更 増△減額	変更 交付決定額
補助対象経費			
補助金の額			

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 脱炭素等都市開発推進事業費補助金
補助事業執行困難等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業について事故が生じたので、脱炭素等都市開発推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の進捗状況
2. 事故の内容及び要因
3. 補助事業に係る収支予算、事故発生までに要した経費の収支状況及び交付金の交付決定額
4. 事故に対してとった措置及び今後とろうとする措置

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 脱炭素等都市開発推進事業費補助金
完了予定期日変更報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった脱炭素等都市開発推進事業費補助金について、次のとおり完了予定期日の変更を報告します。

交付決定額	完了予定期日		予算の繰越		変更の理由	摘要
	変更前	変更後	種別	繰越額		

- (備考)
- 1 予算の繰越の「種別」欄には、「明許繰越」又は「事故繰越」を記入すること。
 - 2 予算の繰越しを伴わない場合は、「予算の繰越」欄の記入を要しない。

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 脱炭素等都市開発推進事業費補助金
遂行状況報告書

（令和 年 月 日付け 第 号）による指示に係る令和 年 月 日
付け第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業の遂行状況について、脱炭素等都市
開発推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業遂行状況及び支出状況
（説明のなかで、事業に対する出来高の比率（進捗率）を明示すること。）

2. 事業完了(予定) 令和 年 月 日

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 脱炭素等都市開発推進事業費補助金
実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業を下
記のとおり実施したので、脱炭素等都市開発推進事業費補助金交付要綱第13条の規定によ
り、下記のとおり実績報告します。

記

1. 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額	金	円
精 算 額	金	円

2. 補助事業の完了期日 令和 年 月 日

3. 補助事業の内容

事業名	事業内容等	事業費（円）

4. 補助事業に要する経費の区分

(単位：円)

事業名	補助事業に要する経費		
	負担区分		計
	国庫補助金	その他	
計			

5. 収支決算

(単位：円)

科目		補助事業に要する経費		
		区分		計
		国庫補助金	その他	
収入				
支出	人件費			
	旅費			
	庁費			
	その他			
	計			

(備考)

1. 様式10-1の補助金精算調書を添付すること。
2. 様式10-2の経費執行実績報告書を添付すること。

補助金精算調書

(単位：円)

区 分			金 額	備 考
交付決定の内容	1	補 助 事 業 に 要 す る 経 費		
	2	補 助 率		
	3	補 助 金 額		
補助金換算額	4	精 算 対 象 支 払 額		
	5	精 算 補 助 金 額		
6	補 助 金 受 入 済 額			
7	差 引 受 入 未 済 額 又 は 超 過 額 7=5-6			

経費執行実績報告書

(単位：円)

事業名	科目	金額	区分	説明	合計金額
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	合計				

(備考)

1. 金額については、国庫補助金の額を記載すること。
2. 「庁費」に食糧費が含まれている場合は、様式10－3を添付すること。
3. 交付申請額を上段（ ）書きで記載すること。
4. 欄が足りない場合は適宜列を追加すること。
5. 本書は、別添1「科目別使途内訳」に基づき作成すること。
6. 根拠資料（領収書等）の提出を求めることがあるので保管しておくこと。

食糧費実績調書

(単位：円)

目的・内容	件数	出席者の範囲	金額等	場 所	備 考

(備考)

- 1. 「金額等」欄には、積算内訳（単価、人数、回数）を記載すること。
- 2. 「場所」欄には、「庁舎内」、「ホテル」、「公共的施設」等と記載すること。
- 3. 「備考」欄には、昼食、夕食、茶菓子の区分を記載すること。

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

国 土 交 通 大 臣
(公 印 省 略)

令和 年度 脱炭素等都市開発推進事業費補助金
確定通知書

令和 年 月 日付け第 号で実績報告のあった標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1	交付決定補助金額	金	円
2	交付済補助金額	金	円
3	確定補助金額	金	円

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

国 土 交 通 大 臣
(公 印 省 略)

令和 年度 脱炭素等都市開発推進事業費補助金
返還命令書

令和 年 月 日付け第 号で補助金の額を確定した標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限

※納付については、別途送付の歳入徴収官の発する納入告知書によること。

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

国 土 交 通 大 臣
(公 印 省 略)

令和 年度 脱炭素等都市開発推進事業費補助金
是正命令書

令和 年 月 日付け第 号をもって提出のあった令和 年度脱炭素等都市開発推進事業費補助金実績報告書については、報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第16条第1項の規定により、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するよう是正することを命ずる。

なお、本是正命令に従って事業が完了したときは、同法第16条第2項で準用する同法第14条の規定により、あらためて実績報告書を提出し、補助金の額の確定を受けること。

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 脱炭素等都市開発推進事業費補助金
消費税額の額の確定に伴う報告書

脱炭素等都市開発推進事業費補助金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--------------------------------|---|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第14条による額の確定） | 金 | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税額の額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. から 2. を引いた額） | 金 | 円 |

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

国 土 交 通 大 臣
(公 印 省 略)

令和 年度 脱炭素等都市開発推進事業費補助金
返還命令書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を通知した標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第1項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限

※納付については、別途送付の歳入徴収官の発する納入告知書によること。

脱炭素等都市開発推進事業費補助金
取得財産等管理台帳
(令和 年度)

(単位：円)

取得者の氏名・名称	
財産名	
規格	
金額	
取得年月日	
耐用年数	
保管・設置	
場所	
備考	

(注)

1 備考欄には、取得財産等毎に識別できる内容を記載すること。

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 脱炭素等都市開発推進事業費補助金
財産処分等承認申請書

令和 年度の標記事業により取得した財産等について下記のとおり処分したいので、
脱炭素等都市開発推進事業費補助金交付要綱第20条の規定により、承認を申請します。

記

1. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしようとする財産等
2. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）を必要とする理由及び処分の方法

[illegible]

令和〇〇年度 収 支 簿

国土交通省所管

					補助事業の事業完了年度		令和 年度		
国			補助事業者						
歳出予算 科 目	交付決定 の額	補助率	収 入			支 出			
			項 目	収入額	日付	項 目	支出額	うち 国庫補助金 相当額	日付
(項) 地球温暖化防止等 対策費 (目) 脱炭素等都市開発 推進事業費補助金	円		【国庫補助金】	円		【委託費】 (項 目) (相手方) 【〇〇費】	円	円	
			(小 計)	円					
			【国庫補助金以外】	円					
			(小 計)	円					
			合 計	円			合 計	円	

記載要領

- 1. 「令和〇〇年度」には交付決定年度を記載してください。
- 2. 「項目」欄は、収入・支出の内容を記載してください。
- 3. 「収入」欄の【国庫補助金以外】は内訳を詳しく記載してください。
- 4. 「支出」欄の【委託費】は項目と支出相手方を記載してください。
- 5. 「日付」欄は、各項目ごとに記載してください。

国土交通省所管

補助事業者名

国			補助事業者										備 考
歳出予算 科 目	交付決定 の 額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫 補助金 相当額	支出済額	うち国庫 補助金 相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 補助金 相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

1. 「国」の「歳出科目」は、項及び目を記載すること。
2. 「補助事業者」の「科目」欄は、歳入にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。
3. 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分して、それぞれの額を記載すること。
4. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
5. 補助事業に係る補助事業者の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は本表に準ずること。この場合において、補助事業者の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下に国庫補助金額を（ ）内書きとすること。

番 号
年 月 日

官 署 支 出 官
国土交通大臣官房会計課長 殿

補助事業者

令和 年度 脱炭素等都市開発推進事業費補助金
概算払（精算払）請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった脱炭素等都市開発推進事業費補助金について、下記により金 円を概算払（精算払）によって交付されたく請求します。

記

1. 請求の内容

事業費	国 庫 補助額	既受領額		今回受領額		残額		事業 完了 予定 期日	備考
		金額	出来高	金額	月日 まで 出来高	金額	年度内 出来高		
円	円	円	%	円	%	円	%	年 月 日	

2. 事業完了予定日 令和 年 月 日

振込銀行	支店名	預金区分	口座番号	口座名義人

(注)

1. 事業費は補助対象事業の総額を記入すること。
2. 国庫補助金は、国庫補助総額を記入すること。
3. 予定出来高の％は、整数で記入すること。
4. 交付決定額が変更された場合、備考欄に変更年月日等を記入し既受領額がある場合には、出来高を変更後の既受領額に見合う％に修正し、それぞれ記入すること。
5. 請求額は予定出来高以内とすること。
6. 上記予定額の積算にあたっては、事業進捗状況、出来高明細等の基礎資料により勘案し積算すること。
※概算払いにおいては、概算払請求書に積算内訳等の資料を添付すること。
7. 精算払請求書については、今回請求額、残額、事業完了の各欄中の「予定」を抹消すること。